



登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 112 条の 2 第 2 項第 1 号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称  
一般社団法人日本クレーン協会
- 2 登録、失効等の事由の別  
代表者の氏名の変更  
変更前 会長 森下 信  
変更後 会長 曄道 佳明
- 3 代表者の氏名  
会長 曄道 佳明
- 4 技能講習の業務を行う事務所の名称及び所在地等  
事務所の名称  
一般社団法人日本クレーン協会 千葉支部  
所在地  
東京都江東区新木場 1-11-7
- 5 行うことができる技能講習  
千登録第 3、280、282 号 床上操作式クレーン運転技能講習  
小型移動式クレーン運転技能講習 玉掛け技能講習
- 6 登録、失効等の事由の発生日  
令和 8 年 6 月 22 日

千葉労働局長

